

諮問事項7 各種計画について、関係する各常任委員会
においても報告及び質疑を可能とすることについて

1 諮問事項提案会派
共産党

2 提案理由

現在、とりまとめを行う所管課が、所属する常任委員会のみで報告を行うこととなっている。そのため、所管外の個別事業について、十分な質疑を行うことができていないことから、改善を求め提案する。

3 関連する法律・条例

(1) 地方自治法 第109条第2項

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(2) 東京都板橋区議会委員会条例 第2条

常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

①企画総務委員会 10人

政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

②区民環境委員会 9人

区民文化部、産業経済部、資源環境部及び農業委員会に関する事項

③健康福祉委員会 9人

健康生きがい部及び福祉部に関する事項

④都市建設委員会 9人

都市整備部及び土木部に関する事項

⑤文教児童委員会 9人

教育委員会及び子ども家庭部に関する事項

4 課題

とりまとめを行う所管課が、計画と個別事業との関わりを十分説明できず、計画と個別事業との関連性を確認できない。

5 解決策

骨子や素案、中間のまとめなどを所管の委員会に報告する段階で、個別事業のある各常任委員会でも報告を求め、計画に紐づく個別事業の精査を行う。

【参考】健康福祉委員会における「地域保健福祉計画 実施計画 2021」報告の例

日時	位置づけ	個別事業の記載
平成 30 年 6 月 7 日	策定方針	なし
平成 30 年 11 月 30 日	素案	あり
平成 31 年 2 月 20 日	最終案	あり

← 各常任委員会で報告

※ その他の解決策

とりまとめを行う所管課が、計画と個別事業との関わりを十分説明するように、議会として要望する

計画と個別事業がどのような関係性にあるのか説明する責任は、本来、計画のとりまとめを行う所管課にある。そのため、委員会で計画を報告する際は、計画と個別事業との関わりを十分説明するように、議会として要望する。ただし、本解決策では、個別事業の内容まで掘り下げて、計画に資するものであるかの議論を行うことは難しく、加えて、委員会の所管外である可能性が高い。

6 所管外の個別事業がある計画の例

計画	所管	計画の主な内容	該当委員会
板橋区地域保健福祉計画 実施計画 2021	健康福祉	<ul style="list-style-type: none"> 互いがつながり孤立しない～ネットワーク～ 互いが支え合い助け合う～コミュニケーション～ すべての人が認め合い住みやすい～ユニバーサル～ 	企画総務
			区民環境
			都市建設
			文教児童
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	健康福祉	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の成長を支える体制の整備 社会参加の促進・障がい者の就労支援 障がい児の成長を支える体制の整備 	区民環境
			文教児童
板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025	健康福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます 「くらし」を支える「まち」の力を引き出します 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます 	企画総務
			区民環境
			都市建設
			文教児童
いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2021	文教児童	<ul style="list-style-type: none"> 安心して妊娠・出産、子育てできるまち 子どもの健康と安全が守られるまち すべての子どもが健やかに育つまち 	企画総務
			区民環境
			健康福祉
			都市建設
板橋区子ども・若者計画 2021	文教児童	<ul style="list-style-type: none"> 無限の可能性を引き出します 職業観・勤労観を養成します 社会とのつながりを創ります 貧困対策の推進します 	区民環境
			健康福祉